

No. 2 【危機管理課分】

○白山市消防施設設置補助金交付要綱

平成17年2月1日
告示第230号

(趣旨)

第1条 この告示は、火災の根絶並びに防火及び防災体制の確立拡充を図るため、消防及び防災の用に供する施設及び資機材（以下「消防施設」という。）の購入又は設置に要する経費に対し、予算の範囲内において、当該事業を行う者に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、白山市補助金交付規則（平成17年白山市規則第52号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 前条に規定する補助金の交付を受けることができる者は、町内会の会長又は町内会の住民を構成員として組織された自主防災組織の長とする。

(補助金の額)

第3条 第1条に規定する補助金の額は、補助事業に要する経費（国、県等の補助事業を併用する場合は、当該補助金を控除した額）のうち、別表により算出した額とする。

(申請書等)

第4条 この告示の実施に必要な申請書等は、次のとおりとする。

- (1) 規則第3条に規定する補助金交付申請書（規則様式第1号）
- (2) 規則第6条に規定する補助金交付決定通知書（規則様式第3号）
- (3) 規則第12条に規定する補助事業実績報告書（規則様式第5号）
- (4) 規則第13条に規定する補助金交付確定通知書（規則様式第6号）
- (5) 規則第15条に規定する補助金請求書（規則様式第7号）

(その他)

第5条 この告示に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の松任市消防施設設置補助金交付要綱（昭和52年松任市告示第73号。以下「合併前の告示」という。）の規定によりなされた手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 この告示の規定にかかわらず、平成17年3月31日までに決定を受けた補助金については、合併前の告示の例による。

(災害救助法が適用された場合における補助金の特例)

- 4 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害により被害を受けた防火水槽（附帯施設を含む。）又は消火栓を修繕する場合における別表の規定の適用については、同表防火水槽修繕等事業の項及び消火栓設置事業の項中「補助対象経費の2分の1」とあるのは「補助対象経費」とし、同表防火水槽修繕事業の項補助金の欄の規定は、適用しない。

附 則（平成23年3月22日告示第55号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月16日告示第71号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日告示第99号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年10月12日告示第260号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月28日告示第328号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年10月14日告示第254号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の白山市消防施設設置補助金交付要綱の規定は、令和4年8月4日から適用する。

附 則（令和6年3月25日告示第107号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

事業名	補助対象基準	補助金
小型動力ポンプ 設置事業	<p>1 採択基準 動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和61年自治省令第24号）第16条に掲げるポンプの級別がC1級以上に適合するものの設置（吸管のみを購入する場合を含む。）及び修繕に要する経費とする。</p> <p>2 補助金 補助対象経費の2分の1以内</p> <p>3 補助金の加算 小型動力ポンプの設置にあつては、受益戸数が50世帯以下の場合には、1世帯当たり平均負担額が14,000円を超える部分に実受益戸数を乗じた額の2分の1以内を補助金に加算する。</p>	70万円以内
防火水槽 設置事業	<p>1 採択基準 容量が40立方メートル以上の防火水槽及びその附帯施設で、その構造等については、国が行う補助の対象となる消防施設の基準（昭和29年総理府告示第487号）第1条に定める規格に基づくもの</p> <p>2 補助金 補助対象経費の2分の1以内</p> <p>3 補助金の加算 受益戸数が50世帯以下の場合には、1世帯当たり平均負担額が5万円を超える部分に実受益戸数を乗じた額の2分の1以内を補助金に加算する。</p>	250万円以内
防火水槽 修繕等事業	<p>1 採択基準 防火水槽及びその附帯施設の修繕に要する経費とする。</p> <p>2 補助金 補助対象経費の2分の1以内</p>	20万円以内
防火水槽 撤去事業	<p>1 採択基準 現有防火水槽の撤去（地下方式を含む。）に要する経費とする。</p> <p>2 補助金 補助対象経費の2分の1以内</p> <p>3 補助金の加算 受益戸数が50世帯以下の場合には、1世帯当たり平均負担額が1万円を超える部分に実受益戸数を乗じた額の2分の1以内を補助金に加算する。</p>	50万円以内

事業名	補助対象基準	補助金
自然水利活用事業	<p>1 採択基準 自然水利を活用した消防水利の整備に要する経費とする。</p> <p>2 補助金 補助対象経費の2分の1以内</p> <p>3 補助金の加算 受益戸数が50世帯以下の場合には、1世帯当たり平均負担額が4,000円を超える部分に実受益戸数を乗じた額の2分の1以内を補助金に加算する。</p>	20万円以内
防災資機材等格納庫設置事業	<p>1 採択基準 防災資機材及び小型動力ポンプ並びにその備品の格納庫の設置及び修繕に要する経費とする。</p> <p>2 補助金 補助対象経費の2分の1以内</p> <p>3 補助金の加算 受益戸数が50世帯に満たない場合には、1世帯当たり平均負担額が9,000円を超える部分に実受益戸数を乗じた額の2分の1以内を補助金に加算する。</p>	45万円以内
消火栓設置事業	<p>1 採択基準 消火栓の設置、引込み及び修繕に要する経費とする。ただし、民営水道からの設置については、消火栓の設置に要する経費とし、市営水道からの設置については、市営水道から消火栓までの引込みに要する経費とする。</p> <p>2 補助金 補助対象経費の2分の1以内</p>	上限なし
消防用ホース掛け設置事業	<p>1 採択基準 消防用ホース掛けの設置及び修繕に要する経費とする。</p> <p>2 補助金 補助対象経費の2分の1以内</p>	1か所当たり 20万円以内
火の見やぐら修繕及び撤去事業	<p>1 採択基準 現有火の見やぐらの修繕及び撤去に要する経費とする。</p> <p>2 補助金 補助対象経費の2分の1以内</p>	70万円以内

事業名	補助対象基準	補助金
その他防災資機材 整備事業	1 採択基準 次に掲げる区分に応じた防災資機材の整備に要する 経費とする。 (1) 本部及び情報伝達 無線機、発電機、投光器、コードリール、拡声器 等 (2) 初期消火 消防用ホース格納箱、消防用ホース、管鎗、スタ ンドパイプ、消火栓ハンドル、消火器、消火器収納 箱等 (3) 救出、救護及び避難 ジャッキ、バール、ハンマー、かけや、救助セッ ト、チェーンソー、応急手当セット、担架、リアカー、 車いす等 (4) 水防 土のう、土のう袋、水のう、防水シート、止水 板、スコップ、ロープ、くい等 (5) 活動装備品 ヘルメット、防火衣、アポロ帽等 2 補助金 補助対象経費の2分の1以内	1 組織につき1年 度あたり 25万円以内

注意 補助金に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額を補助金とする。